



# 鳥取県公報

平成 27 年 3 月 10 日 (火)  
第 8 6 8 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正 (139) (文化政策課) . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (140) (経済産業総室) . . . . . 3
	保安林の指定予定 (4 件) (141~144) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	採石法による採取計画の認可の公表 (145) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 6
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (146) (〃) . . . . . 6
	生産事業者の登録の失効 (147) (西部総合事務所日野振興センター) . . . . . 7
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (5) (教育総務課) . . . . . 7
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (1) (任用課) . . . . . 8
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活安全企画課) . . . . . 9

# 告 示

**鳥取県告示第139号**

平成26年鳥取県告示第207号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金に追加及び一部を廃止することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき平成27年2月26日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成27年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">音響 設備 器具</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">拡声装置</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 2,720円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CDプレーヤー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CDレコーダー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ソリッドステートレコーダー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハードディスクレコーディングシステム</td> <td style="text-align: center;">1 式 1 回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料	略		音響 設備 器具	略	拡声装置	1 台 1 回につき 2,720円	略		CDプレーヤー	1 台 1 回につき 1,030円	CDレコーダー	1 台 1 回につき 1,030円	ソリッドステートレコーダー	1 台 1 回につき 1,030円	ハードディスクレコーディングシステム	1 式 1 回につき 1,030円	略		<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">音響 設備 器具</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">拡声装置</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 2,720円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">効果卓（多目的ホール用）</td> <td style="text-align: center;">1 卓 1 回につき 3,130円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">効果卓</td> <td style="text-align: center;">1 卓 1 回につき 1,020円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CDプレーヤー</td> <td style="text-align: center;">1 台 1 回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料	略		音響 設備 器具	略	拡声装置	1 台 1 回につき 2,720円	効果卓（多目的ホール用）	1 卓 1 回につき 3,130円	効果卓	1 卓 1 回につき 1,020円	略		CDプレーヤー	1 台 1 回につき 1,030円	略	
区分	利用料																																						
略																																							
音響 設備 器具	略																																						
	拡声装置	1 台 1 回につき 2,720円																																					
	略																																						
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき 1,030円																																					
	CDレコーダー	1 台 1 回につき 1,030円																																					
	ソリッドステートレコーダー	1 台 1 回につき 1,030円																																					
ハードディスクレコーディングシステム	1 式 1 回につき 1,030円																																						
略																																							
区分	利用料																																						
略																																							
音響 設備 器具	略																																						
	拡声装置	1 台 1 回につき 2,720円																																					
	効果卓（多目的ホール用）	1 卓 1 回につき 3,130円																																					
	効果卓	1 卓 1 回につき 1,020円																																					
略																																							
CDプレーヤー	1 台 1 回につき 1,030円																																						
略																																							

映像 機器	略			映像 機器	略		
	液晶プロジェクター (リア型)	1 台 1 回に つき	3,080円		液晶プロジェクター (リア型) 略	1 台 1 回に つき	3,080円
	液晶プロジェクター (中型)	1 台 1 回に つき	3,080円		略		
	略				DVDプレーヤー	1 台 1 回に つき	1,030円
	BD・DVDプレーヤ ー	1 台 1 回に つき	1,030円		略		
	BD・HDDレコーダ ー	1 台 1 回に つき	1,030円		略		
略			略				
略			略				
備考 略			備考 略				
(3) 略			(3) 略				
2 略			2 略				

附 則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

鳥取県告示第140号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子しんまち  
米子市西福原二丁目1-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ワイエヌテイ 代表取締役 戸田 至 米子市西福原二丁目1-10
- 3 変更した事項  
7の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
7の書類に記載のとおり
- 5 変更する理由  
小売業者の入退店等があったため。
- 6 届出年月日

平成27年3月2日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成27年3月10日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第141号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市福井字大ケ屋敷1590

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第142号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町小河内字布瀬谷山774の13（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第143号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 3 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡江府町大字助澤字松木谷36
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第144号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 3 月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字久連字川平山991の1・991の25・991の27（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第145号**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月10日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社山田工業所 代表取締役 山田 利雄	鳥取市安長102	鳥取市細見字鮎婦 649 - 9 外 14 筆 (108,597平方メートル)	風 化 花 崗 岩 (133,749.0立方メートル) 花崗岩 (30,948.0立方メートル)	平成27年2月 20日から平成 31年2月19日 まで	平成27年2月 20日

**鳥取県告示第146号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月10日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ四1233-1 外13筆 (7,858平方メートル)	砂 (22,540立方メートル)	採 取 の 期 間	平成25年9月 18日から平成 27年3月12日 まで	平成25年9月 18日から平成 28年3月12日 まで	平成27年 2月19日

**鳥取県告示第147号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成27年3月10日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 澤 田 雅 広

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
218	高木 功	日野郡日南町下阿 毘縁2113	穂の採取並びに幼苗 及び幼苗以外の苗木 の育成	高木功苗畑	日野郡日南町下阿 毘縁
260	小谷和栄	日野郡日南町上石 見903-1	〃	小谷和栄苗畑	岡山県阿哲郡神郷 町高瀬3528-3

**教育委員会告示****鳥取県教育委員会告示第5号**

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第13条の規定により次のとおり告示し、平成27年3月10日から施行する。

平成24年鳥取県教育委員会告示第13号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）は、平成27年3月9日限り廃止する。

平成27年3月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
職員採用候補者選考試験	試験の合否、総合得点及び順位並びに試験種目ごとの得点（不合格者の場合で試験種目ごとの判定結果があるときは、当該判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の合格発表日から、第1次試験の合格者にあつては最終合格発表日から1月間	当該試験を実施した教育委員会各課（課に相当するものを含む。）又は教育機関
非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	〃	〃	〃
鳥取県立特別支援学校非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目ごとの得点	合格発表日から1月間	各県立特別支援学校
鳥取県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接、作文	推薦及び一般入学者選抜受検者にあつては一般入学者選抜合格発表	各県立高等学校

	及び実技検査の結果	日から、再募集入学者選抜受検者 にあつては再募集入学者選抜合格 発表日から 1 月間	
鳥取県立特別支援学校高 等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健医療科 及び専攻科医療科にあつては 学力検査の教科ごとの得点及 び合計得点並びに面接の結 果、琴の浦高等特別支援学校 にあつては学力検査の教科ご との得点、適性検査の得点及 び合計得点並びに作文及び面 接の結果、鳥取盲学校高等部 普通科及びその他の特別支援 学校にあつては諸検査及び面 接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学 者選抜合格発表日から、再募集入 学者選抜受検者にあつては再募集 入学者選抜合格発表日から 1 月間	各県立特別支 援学校
鳥取県立高等学校転入学 試験及び編入学試験	試験の合否、学力検査の教科 ごとの得点及び合計得点並び に面接、作文及び実技検査の 結果	合格発表日又は試験の結果を通知 した日から 1 月間	各県立高等学 校

## 人 事 委 員 会 告 示

### 鳥取県人事委員会告示第 1 号

平成18年鳥取県人事委員会告示第 1 号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第 2 項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士</p>	<p>1 規則第19条第 2 項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士</p>



<p>の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、          介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、<u>弁護士</u>  <u>の職及び病院薬剤師の職</u></p> <p>(2) 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの</p> <p>保育士の職、<u>薬剤師(病院薬剤師を除く。)</u>の職、          栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職          及び国際事務の職</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、          介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職<u>及び弁護士</u>  <u>士の職</u></p> <p>(2) 競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの</p> <p>保育士の職、<u>薬剤師</u>の職、<u>栄養士</u>の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職及び国際事務の職</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年3月10日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成27年4月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
	平成27年4月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑